

## 府中市クレール射撃連盟会則

(名 称)

第1条 本連盟は、「府中市クレール射撃連盟」と称する。

(目 的)

第2条 本連盟の目的は次のとおりとする

1. 府中市におけるクレール射撃の普及と技術の向上。
2. クレール射撃を行う者同士の親睦。
3. 銃砲及び火薬類の所持の安全並びに適正な保守管理。

(事 業)

第3条 本連盟は、第2条の目的を推進、達成する為に次の事業を行う。

1. クレール射撃会
2. 技術向上のための講習会、研究会、親睦も含めた練習会の開催。
3. 優秀選手の各種射撃大会等への派遣。
4. 法令の遵守、マナー向上等、安全のための各種事業への協力。
5. その他連盟として必要と認められる事業。

(事 務 所)

第4条 本連盟の事務所は、会長宅に置く。

(他団体との関係)

第5条 本連盟は、目的を同じくする国内団体と友好的な関係を持つものとする。

(会員の責務)

第6条 本連盟の会員は、次の各号を満たすものでなければならない。

1. 第2条の目的に賛同し、かつ目的達成のための第3条の事業に全面的に協力すること。
2. 法令の遵守はもとより、マナーが良いこと。
3. 射撃会が重複した場合、特段の理由がない限り、連盟主催射撃会を優先させること。
4. 所定の会費を納めていること。

(加 入)

第7条 本連盟に加入できる者は、次のとおりとする。

1. 原則として、府中市内に在住、在勤、または在学している者。
2. 第2条の目的及び第3条の事業に賛同し、その達成に協力できる者。
- 2 本連盟に加入しようとする者は、会長に加入の申請を行わなければならない。

(加入の可否)

第8条 会長は、第7条第2項の申請を受けたときには、副会長、会計理事にはかり、加入の可否を決定するものとする。

- 2 可否の結果は、役員会に報告するものとする。

(退 会)

第9条 退会しようとするものは、その旨を会長に申し出るものとする。

- 2 会員が1年間会費を納入しない場合は退会とみなす。

(除名処分)

第10条 会員が、本連盟の目的及び事業に反し、または名誉を著しく汚損した時は、会長は、役員会において役員定数の2分の1以上の賛同を得て、除名または除名を勧告することができる。

(役 員)

第11条 本連盟に次の役員を置き、役員会を構成する。

顧 問	若干名	相談役	若干名
会 長	1名	副会長	2名以内
理事長	1名	副理事長	1名以内
会計理事	1名	副会計理事	1名
理 事	5名以内	監 事	2名以内

- 2 加盟団体への役員は、本連盟役員の中からあてるものとする。

(会長及び副会長の選出)

第12条 会長の選出は、役員会において推薦し、総会の承認を得るものとする。

- 2 副会長は、会長が委嘱し役員会の承認を得るものとする。

(会長及び副会長等の職務)

第13条 会長は、本連盟を代表し会務を総括し、副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。

- 2 理事は、本連盟の事業を執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は、本連盟の業務及び財産の執行を監査し、役員会においてその結果を報告しなければならない。

(顧問及び相談役の委嘱)

第15条 本連盟は、役員会の承認により顧問及び相談役をそれぞれ若干名置くことができる。顧問及び相談役は、会長の諮問により役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第16条 各役員任期は2年とし、再任を妨げない。補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第17条 本連盟の会議は、以下の通りとする。

1. 総会 第11条の役員及び会員により構成する。
2. 三役会 会長、副会長及び主たる会計理事により構成する。
3. 役員会 第11条の役員により構成する。

(総会、三役会及び役員会の開催)

第18条 総会は毎年1回会長が召集し、臨時総会、三役会及び役員会は会長が必要と認めたときに開催する。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の議決事項)

第20条 総会は、次の事項を議決する。

1. 毎年の事業計画、収支予算及び決算の承認。
  2. 役員会からの提出案件。
  3. 会則の変更。
  4. 解散。
  5. その他本連盟の目的遂行上必要と認められた事項。
- 2 総会の議決は、出席者(委任状を含む)の2分の1以上の賛成をもって決し、可否同数の時は議長の決すところによる。

(総会の招集)

第21条 総会の招集は、少なくとも1週間前までに会議の目的事項、日時及び場所を書面若しくは電子メールなどの電子媒体をもって通知しなければならない。

2 総会は会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立する。

(総会における決議事項の制限)

第22条 総会においては、前もって通知した事項以外は議決できない。ただし、出席者の2分の1以上の賛同があった場合はこの限りではない。

(三役会の議決事項)

第23条 連盟の運営上、緊急を要する事案の協議、議決を行えるものとする。但し、総会の議決事項に関しては対象外とする。

2 協議、議決の内容は、役員会に速やかに報告するものとする。

(資産)

第24条 本連盟の資産は、入会金、会費、補助金、寄付金及びその他の収入からなる。

(会計年度)

第25条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

(精算人)

第26条 本連盟が解散したときは、会長が清算人となる。

(残余財産の処分)

第27条 残余財産の処分は、総会の議決による。

(雑則)

第28条 この会則の施行に関し必要な事項は、役員会が定める。

付 則

この会則は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成10年4月8日から施行する。

付 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、令和2年4月18日から施行する。